

防府市幼年消防クラブ地域防災備品管理要綱

(コミュニティ助成事業購入備品)

平成26年11月1日制定

(趣旨)

第1条 コミュニティ助成事業により幼年消防クラブのために購入したコミュニティ助成事業備品(鼓笛隊セット)の使用及び管理については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 幼年消防クラブ防火パレード等で、鼓笛隊セットを園児が活用し、市民に火災予防を呼びかけるとともに、園児の防火意識の高揚を図ることを目的とする。

(使用者の範囲)

第3条 備品を使用できるものは、防府市幼年消防クラブを組織している保育園、幼稚園に限る。ただし、幼年消防クラブ指導育成会長が認めた者においてはこの限りでない。

(使用備品及び使用要件)

第4条 備品の使用及び使用要件は次のとおりとする。

- (1) 使用できる備品は、鼓笛隊セット一式とする。
- (2) 幼年消防クラブ活動及び火災予防に係る行事
- (3) その他幼年消防クラブ指導育成会長が必要と認めた場合

(管理)

第5条 備品は、防府市消防本部予防課指導係において、適切に管理し、備品台帳(第1号様式)を備えるものとする。

(借受け及び貸出期間)

第6条 備品を借受けようとするものは、物品借用申込書(第2号様式)を幼年消防クラブ指導育成会長に申請するものとする。貸出期間は1年間とする。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式 (第 5 条関係)

備品台帳

年度購入

品 名	品 番	数 量

()

第2号様式（第6条関係）

物 品 借 用 申 込 書

年 月 日

(宛先) 防府市消防長 様

(幼年消防クラブ指導育成会長)

団 体 名

代表者氏名

連 絡 先 (TEL ー)

下記の物品を借用したく申請します。

記

- 1 物 品 名
- 2 使用目的
- 3 使用場所
- 4 借用期間
- 5 団 体 名
- 6 責 任 者
- 7 そ の 他

※ 物品の破損、汚損、紛失、については、補償又は補修します。